

意見書案第2号

国の私学助成の拡充に関する意見書について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、私学助成の充実に関し、別紙のとおり意見書を提出する。

平成30年9月27日提出

蒲郡市議会議員

大 向 正 義
大 場 康 議
日 恵 野 佳 代
来 本 健 作
松 本 昌 成
鈴 木 基 夫

提案理由

私学助成の拡充に関し、関係行政庁に要請するため提案する。

国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、各種助成措置を講じてきたところである。とりわけ私立高校生に対する就学支援金については、平成26年度から年収250万円未満の家庭には29万7,000円、年収350万円未満の家庭には23万7,600円、年収590万円未満の家庭には17万8,200円、年収910万円未満の家庭には11万8,800円が支給され、住民税非課税世帯等への奨学給付金制度と相まって、学費滞納・経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、これまでの国の私学助成政策は着実に成果を生んでいる。しかし、年収910万円未満の家庭で授業料が無償化され、住民税非課税世帯等への奨学給付金制度があってもなお、私立高校では、入学金や施設整備費等も含め初年度納付金で約65万円の学費を負担しなければならない。父母負担の公私間格差はあまりにも大きく、子どもたちは学費の心配をせずに私立高校を自由に選ぶことができずにいる。

本来、学校は、公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私間格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく、父母・市民にとって切実な要求であり、とりわけ、準義務化された高校教育においては急務となっている。

よって、国に対して、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担と教育条件の公私間格差を是正するため、就学支援金等の制度を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成30年9月27日

蒲 郡 市 議 会

内閣総理大臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
総 務 大 臣

} あて